鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第14号

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2 6年鳥取市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状」に改め、同項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。